

令和5年3月30日
 福島県農林水産部
 （水田畑作課）

令和5年産米以降のモニタリング検査の検査密度について

このことについて、緊急時環境放射線モニタリングの検査実績に応じて下記のとおり検査密度を段階的に低減していくこととしましたので、お知らせします。

記

モニタリング検査への移行年次	検査密度	出荷自粛・解除の単位	移行の考え方
1～3年目 (令和2～4年産)※	旧市町村 3点	旧市町村	○ 3年間は旧市町村単位3点のモニタリング検査。
4年目 (令和5年産)※	旧市町村 1点	旧市町村	○ 3年間のモニタリング検査の結果、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されなかった場合、旧市町村単位1点のモニタリング検査。
5年目 (令和6年産)※	市町村 3点	市町村	○ 4年目のモニタリング検査の結果、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位3点のモニタリング検査。
6年目 (令和7年産)※	市町村 1点	市町村	○ 5年目のモニタリング検査の結果、50Bq/kg を超える放射性セシウムが検出されなかった場合、市町村単位1点のモニタリング検査へ移行。 ○ 以降の年次は、市町村単位1点のモニタリング検査を継続。

※ () 内は、令和2年産米からモニタリング検査へ移行した市町村の場合

〈付帯事項〉

- ・市町村ごとの旧市町村数の多寡による点数調整を実施します。

〈問い合わせ先〉

福島県農林水産部水田畑作課

主幹兼副課長 遠藤 崇寛

電話：024-521-7359 内線：3201